

# 公益社団法人全国公営住宅火災共済機構住宅火災共済事業実施規程等施行細則

(趣旨)

第1条 公益社団法人全国公営住宅火災共済機構火災共済事業実施規程（以下「事業実施規程」という。）、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構復興建築助成事業実施規程（以下「復興助成規程」という。）、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構住宅火災見舞金交付規程（以下「見舞金規程」という。）及び公益社団法人全国公営住宅火災共済機構住宅防火施設整備補助事業実施規程（以下「防火補助規程」という。）の規定に基づく各規程の実施のために必要な事項については、この施行細則で定めるところによる。

(契約額の単位)

第2条 事業実施規程第2条第1号の共済委託契約額は、千円未満を切り捨てた額とする。

(再調達価額の単位)

第3条 事業実施規程第2条第2号の再調達価額は、千円未満を切り捨てた額とする。

(修復と同時に実施する関連一般修繕経費の取扱い)

第4条 事業実施規程第2条第5号の修復経費とは、損害部分の修復経費のほか工程上関連のある経費のことをいい、修復と同時に行う関連一般修繕に係る経費は含まないものとする。

(契約の申込みに使用するコード)

第5条 事業実施規程第6条第3項のコードは、別表に定めるところとする。

(再調達価額未満の共済委託契約の引受け)

第6条 事業実施規程第7条第1項で規定する原則により難い会員は、同条第2項の規定の趣旨を尊重しつつ再調達価額未満での申込みをすることができる。

(再調達価額で契約する必要がない場合)

第7条 事業実施規程第7条第3項の付保率100%で契約する必要がないと判断される場合とは、築後年数が相当経過し減耗が著しい住宅、近々解体や譲渡などによる用途廃止が予定されている住宅などで、火災が生じたとき完全に修復する必要のない場合のことをいう。

(標準単価の算定)

第8条 事業実施規程第7条第4項の標準単価は、別に要綱で定めるところに従い、千円未満を切り捨てた額とする。

(床面積の単位)

第9条 事業実施規程第7条第4項の床面積は、小数点第3位以下を切り捨てた面積とする。

(標準単価によりがたい事情がある場合)

第10条 事業実施規程第7条第4項ただし書きの標準単価によりがたい事情がある場合とは、現在建設中の公営住宅の単価が標準単価と著しく乖離があり、前者の単価で委託しなければ共済委託契約の意味が失われる場合その他これに類する場合のことをいう。

(掛金の単位)

第11条 事業実施規程第9条第2項の掛金の額は、1円未満を切り捨てた額とする。ただし、掛金の額が1円未満のときは1円とする。

(うるう年についての日割計算の取扱い)

第12条 事業実施規程第9条第3項の日割計算の際は、うるう年においても1年を365日として、また、2月を28日として計算するものとする。

(給付金の単位)

第13条 事業実施規程第10条第2項の給付金の額は、1円未満を切り捨てた額とする。

(給付金等に係る被災報告及び請求期限の遅延事由)

第14条 事業実施規程第14条第1項による被災報告は、遅くとも被災した日の属する年度末までに行うものとする。

2 前項の場合において、被災報告時に不明な事項については、判明次第報告するものとする。

3 事業実施規程第18条第1項の規定により報告すべきやむを得ない事情とは、修復方針、予算措置、損害賠償請求などの検討に日時を要する場合、その他これに類する場合のことをいうものとする。

(請求手続きの完了日)

第15条 事業実施規程第19条第1項の請求手続きを完了した日とは、給付金請求に関する書類の確認が完了し給付金額の算定ができることとなった日のことをいうものとする。

(解約等に係る未経過期間)

第16条 事業実施規程第20条の2第2項及び第23条第3項の掛金返戻に係る未経過期間は、事由が生じた日の翌日から起算するものとする。この場合において、当該契約の属する期間以前の期間については、日数に算入しない。ただし、解約申請手続上やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(事業実施規程に基づき定める様式)

第17条 事業実施規程により施行細則で定めることとした書類は、次の表の規定及び書類名欄に掲げる区分に応じ様式欄に掲げるものとする。

規定及び書類名	様式
事業実施規程第6条第2項及び第5項に定める火災共済委託申込書(新規)	別記様式1
事業実施規程第6条第2項に定める火災共済委託申込書(継続)	別記様式2
事業実施規程第6条の2に定める火災共済委託承認書	別記様式3
事業実施規程第10条第1項及び第20条の3第1項に定める火災共済給付金・特定給付金・復興建築助成金請求書	別記様式4
事業実施規程第11条に定める火災共済給付金仮払請求書	別記様式5
事業実施規程第14条第2項に定める被災報告書	別記様式6

事業実施規程第15条第1号、第16条第1号及び第20条の4第1号に定める住宅被災調書	別記様式7
事業実施規程第18条第1項に基づく火災共済給付金請求遅延報告書	別記様式7の2
事業実施規程第23条第2項に定める共済委託契約解約申込書	別記様式8

(復興助成規程に基づき定める様式)

第18条 復興助成規程により施行細則で定めることとした書類は、次の表の規定及び書類名欄に掲げる区分に応じ様式欄に掲げるものとする。

規定及び書類名	様式
復興助成規程第5条に定める火災共済給付金・特定給付金・復興建築助成金請求書	別記様式4

(見舞金に係る被災報告及び申請期限の遅延事由)

第18条の2 見舞金規程第4条による被災報告は、遅くとも被災した日の属する年度末までに行うものとする。

2 前項の場合において、被災報告時に不明な事項については、判明次第報告するものとする。

3 見舞金規程第7条第1項の規定により報告すべきやむを得ない事情とは、第14条第3項に定めるものをいう。

(見舞金規程に基づき定める様式)

第19条 見舞金規程により施行細則で定めることとした書類は、次の表の規定及び書類名欄に掲げる区分に応じ様式欄に掲げるものとする。

規定及び書類名	様式
見舞金規程第4条に定める被災報告書	別記様式9
見舞金規程第5条に定める住宅災害見舞金交付申請書	別記様式10
見舞金規程第5条第1号に定める住宅災害状況調書	別記様式11
見舞金規程第7条第1項に基づく住宅災害見舞金交付申請遅延報告書	別記様式11の2

(防火補助規程に基づき定める様式)

第20条 防火補助規程により施行細則で定めることとした書類は、次の表の規定及び書類名欄に掲げる区分に応じ様式欄に掲げるものとする。

規定及び書類名	様式
防火補助規程第5条に定める住宅防火施設整備補助申請書	別記様式12
防火補助規程第9条に定める住宅防火施設整備補助金交付申請書	別記様式13

(電子情報処理組織による手続き)

第21条 事業実施規程第24条の2、復興助成規程第7条、見舞金規程第5条の2及び防火補助規程第11条の規定に基づく共済委託契約の申込み等(以下「電子的申込み等」という。)は、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に機構に到達したものとみなす。

2 地方公共団体が前項の電子的申込み等を行う場合においては、別記様式1から別記様

式13までの定めにかかわらず、当該地方公共団体の代表者の署名又は記名押印（以下「署名等」という。）に代わるものとして機構が別に定めるものを行うことにより、署名等を省略することができる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

社団法人全国公営住宅火災共済機構事業実施規程施行細則は、廃止する。

附 則

この規程は、平成23年11月24日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 別記様式7の2及び別記様式11の2は、平成25年4月1日以降に発生した災害から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

## 別表

### 共済目的物件コード

火災共済委託契約における共済目的物件のコードは次のとおりとする。

#### 1 コードの構成

##### (1) 団地整理及び物件種別のコード

物件を団地単位に整理し、団地を構成する住宅本体とそれに附属する附帯施設、共同施設等を一体として識別する機能を有するもので、次の階層により構成される。

##### 第一階層 [団地コード]

物件全体を、団地単位で識別し団地単位の受託内容を明確にするためのコード。

同一団地1コードとし、他団地と重複しないこと。

##### 第二階層 「本体コード」

団地コードの下に整理された物件の住宅本体の種別を識別するためのコード。

##### 第三階層 「サブコード」

住宅本体に附属する附帯施設、共同施設等の用途を識別するためのコード。

##### (2) 物件の構造を示す「構造コード」

#### 2 コード表

[本体コード]

住 宅 本 体		コード
公営住宅	公営住宅法に基づく住宅	10
改良住宅	住宅地区改良法に基づく住宅	20
特定優良賃貸住宅 高齢者向け優良賃貸住宅 地域優良賃貸住宅	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 又は高齢者の居住の安定確保に関する法律も しくは地域における多様な需要に応じた公的 賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に基 づく住宅のうち地方公共団体が管理するもの	30
職員住宅	・ 地方公共団体が職員の福祉目的で継続的に その居住の用に供する住宅 ・ 公舎のうち福祉目的で居住の用に供される 部分の比率が全体の2分の1以上のもの	40
その他の公共住宅	地方公共団体が独自で建設、買取りにより管理 する賃貸住宅及び借上げにより賃貸住宅とし て管理運営することとなった住宅	50
地方職員共済組合住宅	地方職員共済組合が組合員である職員の居住 の用に供する住宅	60

警察共済組合住宅	警察共済組合が組合員である職員の居住の用に供する住宅	61
公立学校共済組合住宅	公立学校共済組合が組合員である職員の居住の用に供する住宅	62
年金積立融資住宅	地方公共団体が年金資金を活用した企業職員の居住の用に供する住宅	63
駐在所	居住の用に供される部分の比率が全体の2分の1以上の駐在所	64
災害公営住宅等	会員が地震等の被災者向けに公営住宅として新規に建設、買取りにより取得したもの及び借上げにより管理運営することとなったもの	70
仮設住宅	地震・台風などの自然災害によって住宅が全壊などの被害を受け、行政が建設し一時的に供与する簡単な住宅	80

[サブコード]

施 設 用 途		コード
附帯施設	物置	11
	自転車置き場	12
	ごみ置き場・プロパン庫	31
	電気室等設備	32
	受水槽・浄化槽・ポンプ室	33
	その他	34
共同施設	集会所	21
	その他（公営住宅法に定める共同施設又はこれに準ずるもの － 管理事務所、高齢者相談所 等）	22

[構造コード]

構 造		コード
1 級構造	耐火	10
2 級構造	準耐火	21
	簡易耐火	22
3 級構造	1 級構造及び2 級構造に該当しないもの	30